

規制に係る政策評価の改善方策

平成 29 年 3 月

政策評価審議会

政策評価制度部会

目 次

はじめに	1
規制評価ワーキング・グループの趣旨・経緯	1
改善方策の構成	1
第一部 規制の事前評価の現状と課題	2
1. 現状	2
2. 目的と現状の課題	4
第二部 規制に係る政策評価の改善方策	5
1. 事前評価の活用方法	5
(1) 政策立案プロセスとの一体化	6
(2) 規制の事前評価の質の向上に向けて	9
(3) 重要性に応じた時間と労力（比例原則）	10
2. 基本的評価手法	10
(1) 評価項目及びその内容	10
(2) 評価手順	12
(3) 優先すべき評価項目	14
3. 簡素化した評価手法	15
(1) 対象とする規制	15
(2) 対象とする規制の事前確認と留保	17
(3) 評価に当たっての視点・方法	17
4. 事後検証（レビュー）の実施	18
(1) 事後検証（レビュー）の必要性	18
(2) 具体的手法	20
ア 事前評価の活用	20
イ 指標の設定	20
ウ 把握すべき内容	21
エ 評価結果の活用	21
5. 関係機関との連携	22
(1) 規制改革推進会議関係	22
ア 新たな規制改革実施計画を踏まえた連携	22
イ 事後検証に対する総務省の点検の視点と政策評価の	

制度所管省としての改善努力	23
(2) 公正取引委員会関係	23
ア 本格的実施への移行	24
イ 競争への影響と事後検証の関係	25
6. 規制に係る政策評価の質の向上に向けて	25
(1) 情報提供ツールの整備の必要性	25
(2) 規制に関する取組の効率化	27
(3) 評価の外部委託の検討	27
(4) エビデンスに基づく規制立案のための検討事項	27
おわりに	29

はじめに

規制評価ワーキング・グループの趣旨・経緯

平成 27 年 5 月に政策評価審議会政策評価制度部会の下に規制評価ワーキング・グループ（以下「規制評価WG」という。）が設置され、規制に係る政策評価の改善方策等に関する事項について審議することとされた。

これは、前身組織である政策評価・独立行政法人評価委員会が平成 27 年 3 月 9 日に取りまとめた提言において、①費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分であり、②評価書の作成・公表のタイミングについても検討が必要であることから、総務省として、評価結果が規制の新設又は改廃の検討により活用されるよう検討を進めるべきであると指摘されたことを受けてのものである。

平成 27 年 6 月 5 日に第 1 回規制評価WGを開催し、翌 28 年 2 月には現行の「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「事前評価ガイドライン」という。）の枠組みの下、評価の質の確保に資する観点から「規制に係る政策評価の改善方策（平成 27 年度中間取りまとめ）」と題する中間報告を取りまとめた。その後も事前評価ガイドラインの改正も視野に、多岐にわたる検討を重ね、本年 2 月にはその成果として「規制に係る政策評価の改善方策（案）」を取りまとめるに至ったことから、規制評価WGから政策評価審議会政策評価制度部会に対し、報告されたものである。

改善方策の構成

第二部に記載する改善方策は、①後付けで実施されていた規制の事前評価を意思決定過程において活用されるものとする、②従来の費用便益分析を前面に出した枠組みから、当該規制による潜在的影響を洗い出し、遵守費用を中心に、それらの大きさを可能な限り定量化することに重点を置くこと、③全ての規制に対して一律の評価を求めるのではなく、一定の要件に該当するものは簡素化した評価で十分とするなど、規制の影響の大きさに比例した内容とすること、④これまでの事前評価に加え、事後検証（レビュー）の実施を基本とし、事前・事後を組み合わせた規制のライフサイクル評価の仕組みを確立すること、⑤規制に係る政策評価及び規制そのものの質の向上のため関係機関と連携して取り組むこと、の以上五つの観点から整理し、さらに規制に係る政策評価の質の向上を図るため中期的に取り組むことが望ましい課題を加えて、六つの項目から構成したものである。

第一部 規制の事前評価の現状と課題

1. 現状

我が国における規制の事前評価（Regulatory Impact Analysis（RIA））は、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において、「各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする」とされたことを受け、平成16年10月から試行的に実施し、各府省において一定の知見の蓄積と総務省において評価手法の開発が行われた。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）の一部が改正され、平成19年10月から、法律又は政令による規制の新設又は改廃を対象とした事前評価が義務付けられた。具体的には、事前評価ガイドラインを制定し、これに沿って実施することとされた。義務付けされた平成19年度以降27年度までの各府省における規制の事前評価の総実施件数は1,028件であり、規制行政を所管する府省における規制の事前評価の実施については定着しているものといえる。

表1 各行政機関における規制に係る事前評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

年度 府省名等	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
内閣府	0	2	0	1	4	0	4	4	8	23
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	3	1	0	0	0	2	0	0	0	6
国家公安委員会・ 警察庁	6	14	0	4	7	6	0	14	2	53
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
金融庁	11	23	25	19	15	6	31	6	20	156
消費者庁	-	-	0	0	3	3	9	1	1	17
復興庁	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
総務省	10 (1)	5	12	6	12	3	10	6	23	87 (1)
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	1	0	0	0	0	0	4	0	5
外務省	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
文部科学省	11	3	4	0	2	0	1	2	0	23
厚生労働省	21	25	11	11	16	11	52	29	24	200
農林水産省	5	4	2	2	1	1	2	1	1	19
経済産業省	15	17	7	9	9	4	21	19	12	113
国土交通省	40 (11)	44	25	11	19	21	39	18	24	241 (11)
環境省	16 (10)	18	21	5	3	5	18	5	9	100 (10)
原子力規制委員会	-	-	-	-	-	0	1	0	1	2
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	138 (22)	157	107	68	92	62	188	109	129	1,050 (22)

（注）1 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（平成19年度～27年度）に基づき作成。

2 （ ）は、規制の事前評価が平成19年10月1日に義務付けされる以前の件数であり、内数である。

3 個人情報保護委員会の平成25年度及び26年度の件数は、特定個人情報保護委員会が実施した評価件数を記載。

2. 目的と現状の課題

本来、規制の事前評価は、以下のような目的と役割を持っているものとする。

- ① 規制策定プロセスを効率化する（内部での検討や審議会等での関係者のコンサルテーションを通じて合意を得つつ規制案を検討するに当たり、想定される複数の案（非規制手段を含む。以下同じ。）の事前評価の結果を議論のたたき台とすることで、各案の利害得失情報の一元化が図られることから、より合理的で透明な政策形成（社会科学的な分析を政策形成過程に組み込むこと）に資する。）。
- ② 規制の質を高める（想定される複数の案について、それらが社会に課す費用と得られる効果を可能な限り可視化して比較検討することで、社会にとって最も価値のある案を選択することが可能となる。）。
- ③ 規制の妥当性を説明する（規制の必要性とともに、規制が社会に課す費用の大きさ、規制によって得られる効果等の潜在的な影響を明確に示すことで、規制が国民にとって有益であることを示す。）。

これら三つの目的と役割を果たすことができれば、規制の事前評価は単に国民、国会、関係団体に対して事後的に説明するためだけでなく、規制策定のプロセスと質の向上に資するとともに、エビデンスに基づく規制策定の基盤となると考える。

しかしながら、各府省における規制の事前評価の現状では、規制という政策手段の検討のために評価がなされているとは言い難く、本来規制の事前評価に期待される上記①及び②のような役割を果たしていない。記載されている情報量に多寡はあるものの、評価書を作成し、公表していることをもって、辛うじて形式的に③の役割を果たしているところである。

平成 27 年 6 月から開始した規制評価WGにおけるこれまでの検討・議論の結果から指摘すべき課題としては、大きく三つある。

第一に、各府省とも規制の事前評価書を作成することに力点が置かれ、「何のために当該評価を行っているか」というそもそもの目的を見失っているように見受けられることである。評価結果を踏まえ政策手段の選択・確定がなされるべきところ、規制を新設又は改廃するという政策手段及びその内容が決まった時点で評価を行う、言い換えれば、単なる評価書を作成するという事務作業となっていると思われる。何のために評価を行うのかという原点に立ち返る必要がある。

第二に、評価書に記載する情報量についてである。評価書に記載さ

れている内容は定性的なものが多く、定量的な記載はほとんど見られない。現状の最終段階での評価書作成ということを踏まえれば、少なくとも企画立案段階での検討資料（審議会や有識者検討会等）において使用されたデータ等を評価書に記載することは可能であると思われる。しかし、多くの評価書では、企画立案段階での検討資料に記載されたデータ等が記載されていないことから、評価書作成の際は、企画立案段階での検討資料と少なくとも同等の情報量を盛り込むことが必要であり、このことは今すぐにでも改善が可能と考える。

第三に、法律又は政令に基づく規制の新設又は改廃の全てに事前評価が義務付けられているところであるが、当該規制の内容によっては評価の項目を重点化するなど、評価を簡素化してもよいと思われるものがある。法律又は政令に基づく全ての規制に関して一律の評価を求めるのではなく、一定の説明責任を果たすことを前提に、事例を精査の上、簡素化を検討し、メリハリのある評価とする必要がある。このことは単なる評価事務の軽減としてだけではなく、社会に対する影響の大きい規制の評価に注力する観点からも検討が必要である。

第二部 規制に係る政策評価の改善方策

1. 事前評価の活用方法

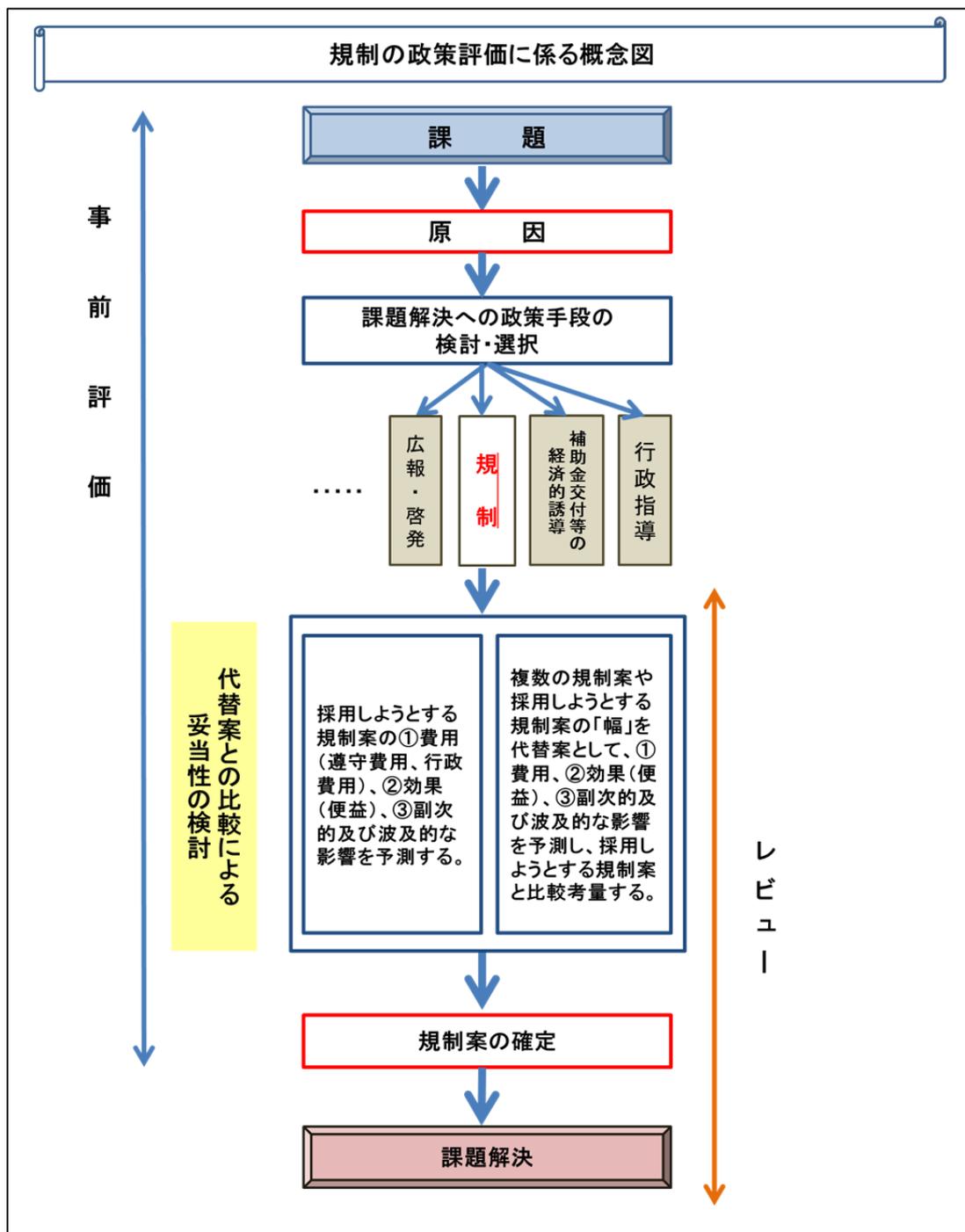
一般的に、規制とは、社会秩序の維持、国民の生命・財産の安全確保、環境保全、消費者保護等の一定の目的の達成のための手段である一方で、国民に対し、権利の制限や義務の賦課を行うものとされている。また、規制を遵守するための費用は、実施する行政庁側からみると予算を必要とするものではないため、ともすれば費用を課しているという意識が希薄となることがある。しかし、社会にとっては、予算措置と同様、費用負担である。

このため、規制の新設又は改廃時には、必要以上の国民の権利の制限や義務の賦課が行われていないかについて確認する必要がある。

以上から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）において、規制の新設又は改廃時にそれぞれがどのような目的のために実施され、いかなる効果をもたらし、そのためにどの程度の負担が生じるかなどについて事前評価を行うことが義務付けられているものである。

(1) 政策立案プロセスとの一体化

第一部2のとおり、現状、何のために規制の事前評価が実施されているかという目的が見失われているように思われる。規制の事前評価が最も効果を発揮できるのは、政策（規制）の検討時期に評価が実施され、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として用いられる場合であることから、政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスが一体化されることが望まれる。



あわせて、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、ライフサイクルの各段階において、規制に係る政策評価が活用されることが望ましいことから、段階ごとの望ましい評価の活用について以下に具体的に記述する。

規制検討段階： 規制検討の段階、すなわち課題が明らかになり、何らかの対応が必要ではないかとなった際に、何もしないこと（ベースライン）や非規制手段も含めて、可能な対応案を幅広く列挙し、それぞれの案の利害得失を検討するという形で事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。

コンサルテーション段階： 規制の多くは、審議会（部会や分科会等も含む。）や検討会等といった場において、実質的な議論が行われていると思われるが、ここでは事前評価の各要素（規制以外のアプローチの是非、規制の必要性、代替案、遵守費用、副次的及び波及的な影響（特定の産業や業界、中小企業への影響等））が、断片的ながら、配布資料や議事録の中に記載されていることから、最初から事前評価のフォーマットを利用して、例えばA案、B案、C案の各案を比較することで、意見の相違点や論点が明確になり、議論が円滑に進むことが期待される。また、事前評価のフォーマットに従って記述することで、どのような影響に関する知見が欠けているかが明確になり、利害関係者から効果的に情報収集を行うことができる。

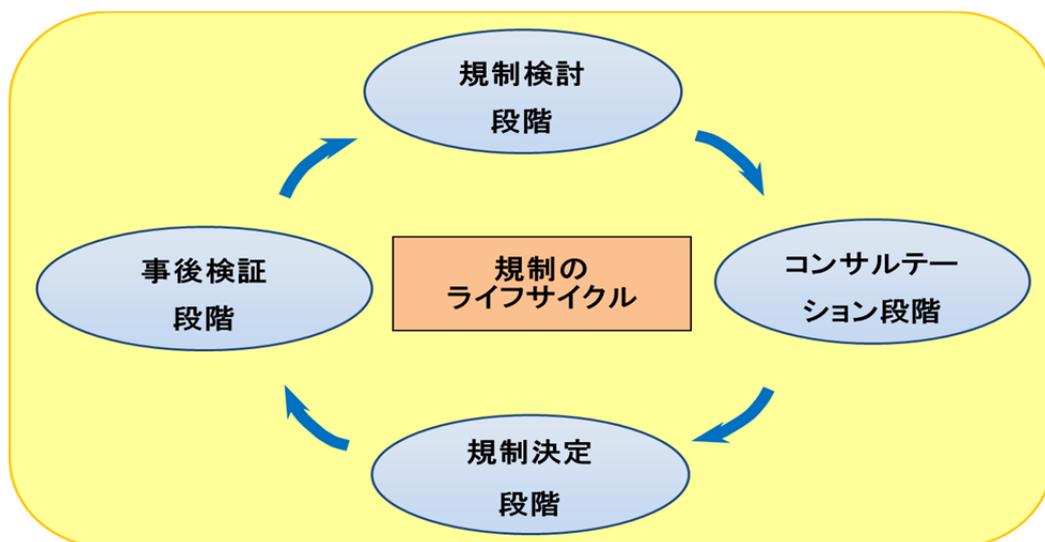
規制決定段階： 規制検討段階やコンサルテーション段階で事前評価書が作成されていれば、最終的な案の決定時に必ずしも2度目の事前評価書を作成する必要はない（自主的に最終的な案に係る事前評価書を作成すること自体は推奨される。）。しかし、規制検討段階から内容が大きく変わった場合は、最終的な案の事前評価書を再度作成することは、事後検証の際にも有用であるので、推奨される。

規制検討段階やコンサルテーション段階での事前評価書の作成が困難だった場合は、この段階において、規制検討段階、コンサルテーション段階での検討内容、利害関係者からの情報収集内容等を盛り込んだ規制の事前評価が実施され、評価書の作成が行われることとなる。

事後検証段階： 事後検証は、事前評価（書）をベースに実施される。すなわち、事後検証は、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や効果）が、事前評価での想定と実際の間にとどれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由は何かについての検討から始めることになる。そのため、事前評価において、当該時点における最善の影響の見積り、すなわち、費用、効果、副次的及び波及的な影響について、できる限り、定量的に記載しておくことが必要であり、客観的な根拠を土台とした規制の見直しに役立つ。

上記のとおり、「検討」→「コンサルテーション」→「決定」→「事後検証」の各段階により、一つの「規制のライフサイクル」が構成されているといえ、事後検証の結果が当該規制の見直し又は同種類別の規制の「検討」の土台となる。

「規制のライフサイクル」イメージ図



(2) 規制の事前評価の質の向上に向けて

これまでも、総務省（行政評価局）においては制度所管省の立場から、また各府省においては規制所管府省の立場から、規制の事前評価の質の向上に取り組んできたことと思われるが、この改善方策を起点として、改めて規制の事前評価の質の向上を図ることとし、実務にいかせるようガイドライン、マニュアル及び参考データについて整備することが必要である。以下にそれぞれに記載すべき内容について記述する。

ガイドライン： ガイドラインは、費用便益分析の枠組みを前面に出した現行スタイルから、潜在的な影響の評価を前面に出したスタイルに改めることが適当と考える。具体的には、規制（新設又は改廃）によって生じるであろう様々な影響を列挙し、影響の大きさを定性的に予測する。次に、その中の重要かつ実施可能な項目について定量化を試みる。遵守費用については、原則として定量化する。規制によって得られる効果も、不確実な場合は幅を示すなどして可能な限り定量化する。他の項目については、重要性と実施可能性の観点から個別規制案ごとに規制所管府省において判断する。人数や件数といった単位で定量化された項目を金銭価値化する場合は、マニュアルや参考データを用いることができる。

マニュアル： 規制は分野や形態が多様であるため、網羅的な内容にはならないと思われるが、典型的な規制の事例について、具体的な例を用いながら、各種影響の予測、費用や効果の推計方法、その他の影響の定量化等のノウハウを列挙する。

参考データ： マニュアルを参考に金銭価値化を行う場合に「単価」は必須であるため、「単価」に関する主要な情報、例えば、時間費用、「統計的（確率的）生命価値」（VSL）などの参考値を記載する。

(3) 重要性に応じた時間と労力（比例原則）

これまでに実施された規制の事前評価は、その影響の大きさや社会での注目度にかかわらず、分量や分析の深さなどは大きく変わらなかった。しかし、社会への影響が大きいものや、社会的に論争の対象となっているような規制の場合、選択肢を増やすことや検討する影響の範囲を広げるなど、更に詳細に分析する必要があると思料する。逆に、意思決定要素がほとんどない場合は簡素な評価で十分であると考え。このような、評価にメリハリをつける考え方は欧州では比例的分析の原則（principle of proportionality analysis）と呼ばれる。すなわち、当該規制の新設又は改廃に伴う社会、経済、環境等への影響の重要性に応じて、評価の詳細さを比例させるべきとする原則である。

なお、次節で述べるような事前評価を実施することの重要性の低い規制については、簡素化した評価を導入すべきと考える。

2. 基本的評価手法

(1) 評価項目及びその内容

ここでは、標準のいわば基本的な評価手法として、評価書に記載されるべき評価の観点とその内容について記述する。

① ベースラインの設定

解決すべき課題を明記し、その課題に係るこれまでの経緯（統計データ等の客観的かつ定量的資料を使用する。）を明らかにした上で、当該規制の新設又は改廃がなければ、この先（5～10年先。可能であれば、社会経済情勢や当該分野に係る技術の変化を考慮）、どのような事態が想定されるかについて記述し、これをベースラインとする。

② 課題と原因

解決すべき課題の発生の原因及び原因から課題発生に至る因果関係の道筋を明確にする。この前提が明確でなければ、選択する政策手段が適当であるかの判断が適切に行えない。

③ 課題解決のための手段の検討

課題を解決するための手段を、規制以外の手段（例えば、補助金交付や政策金融等による経済的手段、業界の自発的取組、

行政指導、行政側の広報・啓発等)も含めて比較検討した上で、規制手段を選択することの妥当性を示す。規制手段を選択する場合は、上記①のベースライン、すなわち「現状のまま」を一つの選択肢とみなした上で、複数の規制のオプション(代替案)を挙げる。規制のオプションの選択に当たってはベースラインをどのように変化させることが望ましいのかを明らかにし、課題の解決と手段との間にどのような因果関係を想定しているのか(課題解決策としての妥当性)を明記することが必要である。

また、規制の必要性とは、単に施策のニーズがあるという説明だけではなく、民間ではできない、民間に任せると問題が生じるといった、民間の活動だけでは不十分な理由を記述することが求められる。経済学的には、公共財、外部性、市場支配力、不完全情報(情報の非対称性)、規模の経済(例:自然的独占)などの重要な「市場の失敗」が存在する又は他の公的な介入の必要性があることを説明することとなる。

④ 選択肢ごとの影響の推計

上記③の選択肢ごと(※)に、規制の新設又は改廃によって生じることが予想される社会、経済、環境等への影響を余すところなく最初に列挙し、それぞれの影響の大きさを定性的に予想する。その中で、影響の大きいものを中心に、可能な限り定量的に推計する。

想定される影響には、以下のようなものがある。

- ・ 遵守費用(規制の新設又は改廃により直接社会が負担する費用の増減)
- ・ 行政費用(規制の新設又は改廃により行政機関が負担する費用の増減)
- ・ 効果(規制の新設又は改廃により直接得られるもの)
- ・ 副次的な影響(規制の新設又は改廃により直接意図したものではない正又は負の影響を指す。CO2排出量等の環境に与える影響や人々の行動変化を通じた影響が挙げられる。)
- ・ 波及的な影響(特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響、産業連関や貿易といった市場を通じた影響等を指す。)

※ 規制検討段階やコンサルテーション段階では、選択肢ごとに影響を推計することで、選択肢間の比較に資することができる。しかし、規制決定段階では、規制案の影響の推計に注力し、代替案については規制案との比較の観点から記述することが望ましい。

⑤ 指標の明示

規制の新設又は改廃ののち、事後検証（レビュー）の際に想定どおりに機能しているかどうかを見極めるために有益な指標（定量的なものが望ましいが、難しい場合は定性的なものでも可。）を明記する（複数もあり得る。）。なお、規制の新設又は改廃ののち、影響を把握する必要があるものや指標の設定が困難であることなどにより新たにモニタリングが必要となる場合は、そのことについて記述する必要がある。

（２）評価手順

規制の事前評価を実施する際の主な手順について以下のとおり記述する。

① 影響項目の洗い出し

社会、経済、環境といった様々な分野への影響の種類を列挙する。漏れなく想定するためには、規制策定プロセスの中で多様な利害関係者からの情報提供や、過去の類似事例での情報などを利用する。規制が直接意図したものでない副次的な影響や波及的な影響についても、実際に発生するかどうかは別として、あらゆる事態を、想像できる限り記述することが望ましい。

② 遵守費用の推計

遵守費用を負担する主体を列挙し、それぞれの事業者数、件数、人数などを定量的に推計する。概算で十分であるが、それでも不確実性を伴う場合は幅を持って示すことでよい。経年で変化がある場合は、この先5～10年程度の経年変化を示すことが望ましい。

これらに、それぞれ必要な単価を掛け合わせて遵守費用を推計するものとし、単価が一定でない場合は、平均的な値を用いることで、総遵守費用の概算が可能となる。

規制の内容によっては、特定の業種等に負担が集中する可能性があるため、その場合は、総費用だけでなく、特定の業種等ごとの推計の必要性についても留意が必要である（関連⑤）。

また、申請に要する費用についても、手続に要する1件（1人）

当たりの時間を推計した上で、時間単価を掛け合わせて積算する。

なお、規制緩和の場合は、緩和により削減される遵守費用額を便益として推計する。その際に、期待される効果を維持するために行政による監視費用を増加させる必要性がないかどうかを十分に検討の上、監視費用についても推計すべきである。

③ 効果の推計

規制の新設又は改廃によって得られる効果を定量的に推計する。通常、遵守費用の推計よりも、推計の不確実性が大きいいため、効果の大きさは当該時点での単一の推定値ではなく、幅を持って示すことも可能である。

効果の推計は、モデルや性能から導出する、過去の類似事例から予測する又は類似事例のデータを利用する、諸外国のケースを参考にする、といった客観的なデータを用いることが望ましいが、利害関係者からの情報提供や専門家による判断なども根拠となり得る。コンサルテーション段階を中心に規制策定プロセスの中でこれらの情報を入手することを心掛ける必要がある。

④ 副次的及び波及的な影響の推計

規制が直接、目標とする効果のほかに、規制により生じる人々の行動の変化や事業活動の変化等により、副次的に得られる正の影響又は副次的に発生する負の影響についても想定される項目を可能な限り列挙し、可能な範囲で、定量的に推計を行うものとする。また、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響、産業連関や貿易といった市場を通じた波及的な影響についても、可能な限り予測する必要がある。これらについては、定量的な推計が困難である場合は、定性的にでも事前に明らかにすることが望ましい。これらの項目は事後検証（レビュー）に向けたモニタリング項目としても有用である。

⑤ 負担の偏りの有無

上記の各推計の結果、特定の業種、地域、団体などにのみ一定の負担が生じる可能性がないかどうかを把握する。特定の者に一定の負担が生じる可能性があれば、その旨を記述すること

が望ましい。

(3) 優先すべき評価項目

規制措置は、予算措置と異なり、直接税金を投入するものではないが、民間（事業者や個人）による遵守費用の負担として、予算措置と同様に、国民に負担を課すものである。そのため、規制の新設・強化の場合は特に、遵守費用の増加分に関する情報を「見える化」することは、透明性や説明責任の観点からも必須である。

① 遵守費用の増加・減少分の推計

遵守費用の推計の目的は飽くまで、期待される効果と比べた場合の総費用の目安を得ることである。そのため、必ずしも正確な額が必要なわけではないことに注意すべきである。被規制者に負担を課して精緻な見積額を求めるといったことまでは、必ずしも必要ではない。

規制検討段階からコンサルテーション段階にかけて、最も望ましい規制案を中心に、影響を受ける主体（事業者等）の数、設備投資や維持管理のための大まかな費用、それらの耐用年数といった基礎的な情報を、戦略的に、ステークホルダー（事業者団体等：利害関係者）から情報収集する必要がある。必要となる代表的な情報は以下のとおりである。

- ・ 影響を受ける対象は誰か
- ・ 影響を受ける対象ごとの事業者数や件数はどれくらいか
- ・ 設備投資費用はどれくらいか
- ・ 維持管理費用（年間）はどれくらいか
- ・ 使用年数や耐用年数はどれくらいか
- ・ 届出等の事務費用（時間数×時間当たりの費用）はどれくらいか

規制緩和の場合は、これらの減少分の推計となる（この場合、「効果（便益）」として計上）。ただし、規制から広報啓発や届出に変更される場合は、広報・届出等の事務費用が増加する可能性は十分考えられる。

② 行政費用の増加分の推計

米国では1980年以来、ペーパーワーク削減法（Paperwork Reduction Act 米国1980年制定）（※）により、行政費用の総額の推計が行われ、増加しないように監視が続けられている。

欧州でも 2000 年代に総額の 25%削減が実施された。一方、我が国ではこれまで総額の推計が実施されたことはなかったため、全体像は必ずしも明らかでなく、推計手法も確立されていなかった。しかし、推計の原則として、規制に関連する作業にかかる時間と、時間単価を掛け合わせたもので算出されることから、最も重要な作業は、規制の新設又は改廃によって、変化する作業時間を見積もることである。

遵守費用の場合と異なり、規制緩和により、規制があった場合と同等の効果を維持するために、行政による監視の必要性が増す場合も考えられ、この場合はどれくらい増加するかという見積りが必要となる。また、近年、情報開示により、自発的な対策を促すといった非規制手段が様々な分野でとられており、このような規制緩和の場合、情報収集と情報開示のための作業時間が大幅に増えることが想定され、行政費用の増加分の見積りは欠かせない。

※ 現在は、クリントン政権で成立した政府ペーパーワーク削除法 (Government Paperwork Elimination Act 米国 1998 年 10 月 21 日制定) となっている。

3. 簡素化した評価手法

「簡素化した評価手法」として、国際的に確立されたものはないが、今般の改善方策の検討を機に、英国における「ファストトラック」と呼ばれる評価手法を参考に、我が国の規制の事前評価の一つの手法として採用されることが望ましいことから、以下に具体的に記述する。

(1) 対象とする規制

一般的に、意思決定要素が少ない規制政策を簡素化した評価手法の対象とすることを想定している。

具体的には、次の要件に該当する規制政策について、簡素化した評価手法を適用することを想定している。

- ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額
遵守費用が 10 億円 (※) 未満と推計されるもの。

※ 一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の維持管理費用の総額を目安とする。

- ② 規制緩和措置であり、副次的影響が無視できるもの
- ・ 副次的影響が小さいことが推計されるもの。
 - ・ 副次的影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が増加する場合は推計を行うことが望まれる。
- ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの
- 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。ただし、遵守費用及び行政費用の推計を行うことが望まれる。
- ④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの
- 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。ただし、遵守費用及び行政費用の推計を行うことが望まれる。
- ⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
- 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。ただし、規制の導入により副次的影響（重要な便益（効果）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。
- ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。
- ⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
- 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。

⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの

- ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。
- ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。

(2) 対象とする規制の事前確認と留保

(1) に掲げた規制については、総務省（政策評価制度を所管する行政評価局をいう。以下同じ。）の事前確認を必要とし、その際、各府省は、簡素化した評価手法を適用することと判断した根拠となる資料を添えることが求められる（当然、内容によっては適用不可の判断もあり得る。）。

なお、総務省の判断の妥当性及び安定性を担保するため、政策評価審議会（政策評価制度部会等を含む。）に簡素化した評価手法の適用の確認や報告を行うことが望ましい。

また、(1) に掲げた規制は、現在認識しているものであり、必ずしも各府省の実務を網羅的に把握した上で列記したものではないため、今後、(1) に掲げた規制と同種類と思われる規制の新設又は改廃を検討する場合、総務省の事前確認を受けた上で簡素化した評価手法を適用することが考えられる。

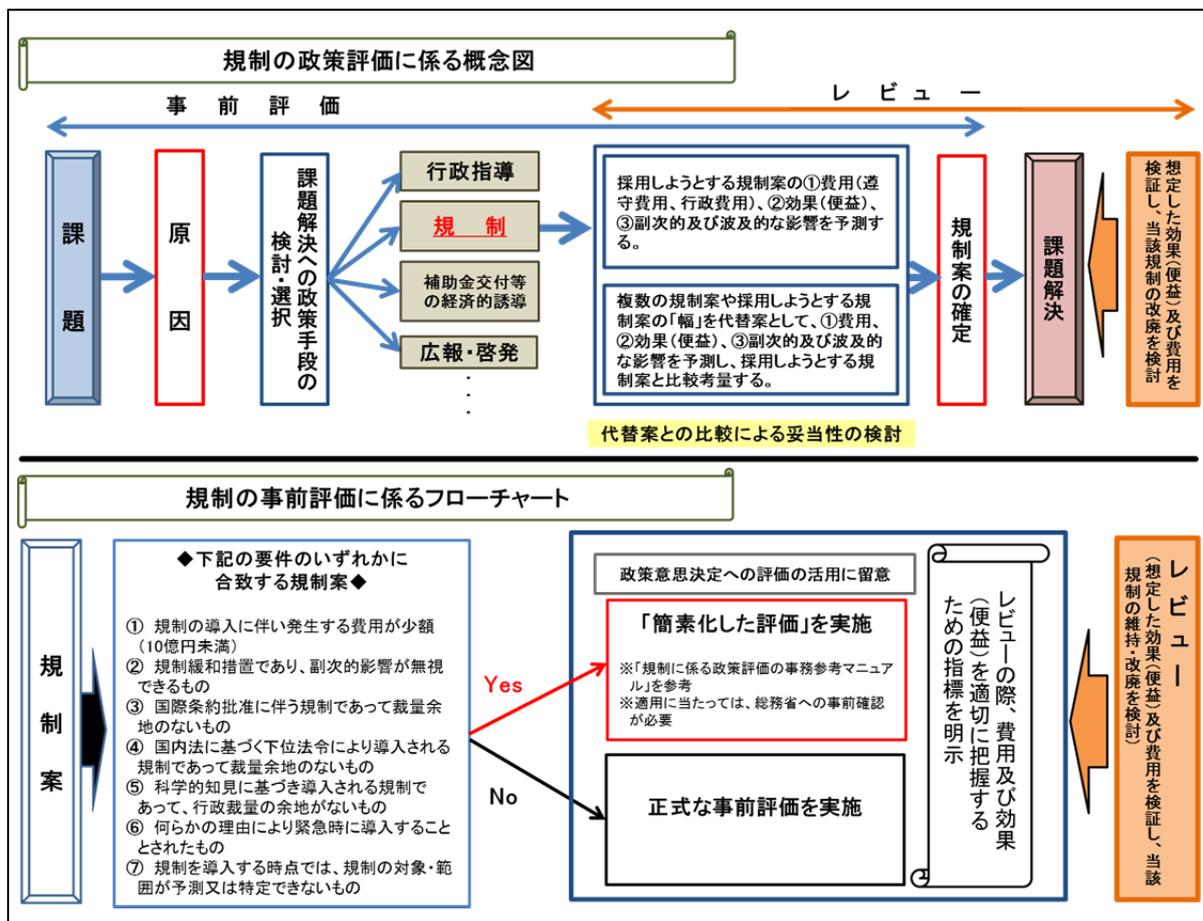
(3) 評価に当たっての視点・方法

「簡素化した評価」を行うに当たり、必要な情報は何か、別の表現をするならば、本来求められる事前評価について、どの情報を省略又は簡素化できるかがポイントとなる。

事前評価としては、まず、規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）を示した上で、①解決すべき課題は何か、②課題解決の手段が規制である必要があるか、③規制の対象者等にどの程度の負担を求めるのか、④その負担に見合う効果があるのか、⑤代替案の検討、⑥事後検証（レビュー）の実施時期・条件といった点について、定量的かつ客観的に根拠を示して行われるべきも

のである。

この事前評価の原則を踏まえつつ簡素化を検討すると、上記のベースライン並びに①から③まで及び⑥については必須の項目であると考えられるので、それ以外については求めないこととなる。



4. 事後検証（レビュー）の実施

(1) 事後検証（レビュー）の必要性

改めての説明となるが、規制は、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用であるため、本来、その内容は必要最小限なものとなるべきである。

現状にあっても、規制の導入に当たっては、その必要性等が十分に検討された上で決定されていると思料するが、導入時の必要性等が導入から一定期間経過後も不変であるか、導入に当たり見込んでいた効果が発現しているか、想定した費用が過少あるいは過大ではなかったか、更には想定外の影響が発生していないかについて検証する必要がある。

実施主体である各府省が自主的・主体的に行う、言い換えれば、

自ら所掌する規制に係る不断の見直しを行うことは、行政に対する国民の信頼を確保することにつながる意義深い取組であると思料するため、積極的に事後検証（レビュー）に取り組むことが望まれる。

これまで、事前評価ガイドラインにおいて、「(6) レビューを行う時期又は条件」として、「当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載する」こととされたのみである。つまりは、レビューとは何か、どのように行うのかといった具体的な記載はなく、各府省の自主性に委ねられていたところである。

なお、事前評価書において、一定期間後等にレビューを実施するとしながら、レビューを実施していなかった府省が多く存在していたことについて、会計検査院が平成 27 年 12 月に公表した「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「各府省等における政策評価の実施状況等について」」において指摘されたところである。

表 2 国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価を実施したもののうち、実際に施行されたものについての規制に係るレビューの実施状況（平成 22～26 年度）

(単位：件)

府省等名	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
金融庁	2	1	10	12	8	33
総務省	-	1	-	-	2	3
厚生労働省	1	-	4	2	4	11
経済産業省	2	2	-	1	6	11
国土交通省	1	4	2	4	1	12
環境省	-	2	-	1	-	3
計	6	10	16	20	21	73

(注) 「各府省等における政策評価の実施状況等について」（平成 27 年 12 月会計検査院）から引用。

規制は、評価法施行令第 3 条第 6 号において事前評価のみが義務付けられているが、政策評価法第 6 条及び第 7 条に基づく基本計画及び実施計画において、規制を事後評価の対象とすれば、現行法令下にあっても規制の事後評価は実施可能であり、いわば「規

制のライフサイクル評価の仕組み」の確立が可能である。各府省にあつては、積極的に基本計画及び実施計画において規制を事後評価の対象として規定することが望まれる。なお、本改善方策における事後検証（レビュー）と事後評価は同意語と解して差し支えない。

（２）具体的手法

（１）を踏まえ、各府省において適切に事後検証（レビュー。以下単に「事後検証」という。）が実施されることを意図して、以下に主なポイントを記述する。

ア 事前評価の活用

規制に係る政策評価の中での事後検証の本来の役割は、事前評価書に記載された費用と効果の想定と、事後検証時に把握した実際の費用と便益（効果）を比較し、検証することである。そのためには、事前評価の際、想定でありつつも費用と効果について、できる限り定量化又は金銭価値化（以下「定量化等」という。）して算定されていることが望ましい。費用と効果が定量的に予測されていれば、事後検証をスムーズに行うことが可能となる。ただし、事前評価の際に想定したベースラインがその後の社会経済的な状況の変化により大きく変わってしまった場合は、後述するようにそのことを考慮する必要がある。

しかし、規制の事前評価が義務付けされた平成 19 年 10 月以降現在に至るまで、そのほとんどの規制の事前評価については、費用及び効果が定量化等されておらず、定性的な記載内容にとどまっている。このような定性的な記載の場合、事前評価を用いた事後検証は、事前評価に挙げられた項目が実際の影響項目をカバーしているかどうかといった定性的なチェックのみとならざるを得ない。

また、事前評価を用いない事後検証の場合はまず、規制が導入されなかった場合に、事後検証時点でどのような事態が予想されるか、すなわちベースラインを設定する必要がある。

イ 指標の設定

事前評価において、定量化等されている場合はもちろんのこと、定性的な記載となっているものであっても、事後にお

いて意図した便益（効果）が得られているかどうかを把握するために、あらかじめ適切な指標を設定しておくことが必要となる。あらかじめ指標を設定することは、事後検証に当たって都合の良いデータだけを収集するといった不適切な検証を防止する趣旨であり、また規制の内容によっては、規制の導入から事後検証までの間、副次的な悪影響が発生していないかも含めて、新たにモニタリングが必要となるものがあり得るためである。

ウ 把握すべき内容

イのとおり、適切な指標を設定して費用及び便益（効果）を把握するに当たっては、まず、当該規制による社会、経済、環境等への様々な影響を抽出することが必須であり、これらの影響の把握方法の一つとして、利害関係者からの情報提供がある。客観的な統計データ等による影響把握は当然のことであるが、データ等で必ずしも明らかにならない影響を見落とすことのないよう、規制が導入されて、実際にどのような影響が発生しているのか、正に当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。また、規制策定の際に意図していなかった正又は負の影響が把握された場合は、その旨を明記しなければならない。

なお、規制の導入又は緩和以降に、大幅な社会経済情勢等の変化があった場合は、ベースライン（（もし当該規制が導入されなかったら／緩和されなかったら）がどうであったかという仮想的状況）を想定した上で、効果（便益）を当該規制の導入（緩和）による効果（便益）と、その他外部要因により得られたものかに分けた上で分析することが望ましい。

なお、影響の中でも、遵守費用については、規制が導入されたという事実と費用の発生の因果関係が比較的分かりやすいために、定量的な把握を必須とする。

エ 評価結果の活用

事後検証で得られた情報と、事前評価の情報を比較し、差異がある場合は、その原因について考察し、規制の改廃を判断する根拠として活用されることが望ましい。この場合、事後検証で得られた情報と、事前評価の情報に差異が生じたと

してもそのこと自体は何ら問題はなく、むしろその差異の原因を適切に検証することが重要である。併せて、一般化できる内容の場合は、ガイドラインやマニュアルに追記されることが望ましい。

なお、事後検証として把握すべき影響に重大な漏れ等がないことを確認する観点からも、自主的な取組としてパブリックコメントに付すことが望まれる。

5. 関係機関との連携

(1) 規制改革推進会議関係

これまでも、内閣府に置かれた規制改革会議（平成25年1月23日から28年7月31日まで）における取組と政策評価との連携が唱えられてきた。具体的には、同会議体の活動の一つとして「規制レビュー」があるが、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）の「Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等」において、規制所管府省が「規制シート」(※)を作成する際、同シートに「関連する政策評価結果」を記載することとされた。

※ 規制シートの作成実績：139件
(平成28年5月10日開催第62回規制改革会議資料3-1参照)

ア 新たな規制改革実施計画を踏まえた連携

新たに決定された規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）の「Ⅰ 共通的事項 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）」において、規制所管府省が事前評価を行った規制について、規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとされ、具体的には、①規制所管府省において、規制シートの作成に当たり、事前評価書を添付するとともに、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施、②総務省において、規制所管府省による①の事後検証について点検を行うこととされた。

また、今後、当該規制の見直しの議論を行う際には、上記の規制所管府省による事後検証及び総務省による点検の結果も活用することが適当であるとされた。

この取組は、結果として、規制の事前評価の質の向上をも

たらずものと思われることから政策評価の観点からも大変有意義な取組と言える。上記4のとおり、規制評価WGとしてもこれまでの規制の事前評価だけでなく、事後検証の重要性を議論し、実施に関して検討したところであり、規制改革会議が指向していたところと相違ないものと考えているが、当該実施計画に基づく事後検証は、政策評価制度における取組ではないため、政策評価制度として規制の事後検証を位置付け、当該実施計画に基づく事後検証と内容を同一化・統合化することが望ましい。これにより規制所管府省にとっては事務の重複が避けられ、合理的と思われることから、総務省において、規制改革会議の後継組織である規制改革推進会議と調整することが望まれる。

イ 事後検証に対する総務省の点検の視点と政策評価の制度所管省としての改善努力

アに記載した規制改革実施計画により、総務省が行うこととされた規制所管府省による事後検証に対する点検に当たっては、前述の4（2）に記載した項目を基本に行うのが妥当と思われる。政策評価とは別次元での取組であるとしても、「事前評価との連携」が前提の取組であることから総務省が政策評価の知見をもって点検することが自然である。

あわせて、総務省は、新たに事後検証を政策評価に位置付けた上で円滑に運用し、また質の向上を図る観点から、諸外国における規制に係る政策評価の取組のうち、特に事後検証に係る取組等について調査・研究の上、具体的手法等を分析し、我が国の取組に寄与する情報等を規制所管府省に共有するなど、政策評価の制度所管省として適切な対応が望まれる。

（2）公正取引委員会関係

事前評価ガイドラインにおいては、「その他の社会的費用」として、「規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮する」こととされており、競争状況への影響が費用の一要素として位置付けられている。また、規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析については、「行政評価等プログラム」（平成22年4月総務省公表）において、

「公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する」こととされた。そして、平成22年4月の総務省事務連絡（※）において、試行の具体的な方法として、各府省が規制の事前評価の実施に当たって「競争状況への影響の把握・分析に関するチェックリスト」を用いて規制が競争に与える影響を評価し、その結果を規制の事前評価書に記載することとされた（試行的実施期間中における規制の事前評価書への記載は任意）。また、同事務連絡では、平成23年度以降、適切な時期に本格的実施へ移行することとされ、本格的実施の際には、事前評価ガイドラインの改正等、所要の措置を講ずるものとされている。

※ 「規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析の試行的実施について」（平成22年4月19日付け総務省行政評価局事務連絡）

ア 本格的実施への移行

前述の1（2）のとおり、事前評価ガイドラインは、潜在的な影響の評価を前面に出したスタイルに改めることが適当と考えられ、また、2（1）④のとおり、影響の推計については、規制の新設又は改廃によって生じることが予想される社会、経済、環境等への影響を余すところなく最初に列挙し、影響の大きさを定性的に予想することが必要である。規制評価WGとしては、「競争状況への影響の把握・分析に関するチェックリスト」について、公正取引委員会の協力を得つつ、その在り方について検討したところ、「競争状況への影響の把握・分析」は、予想される社会、経済、環境等への影響のうち波及的な影響の把握にとって有意義であるため、現在、試行的実施として行われている「競争状況への影響の把握・分析」は、規制に係る政策評価の改善に合わせて、本格的実施に移行するべきである。

具体的には、チェックリストにより競争状況への影響を把握・分析し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書に記載することを義務付けることを事前評価ガイドラインに位置付けることが望ましい。これにより、規制の事前評価の目的である、規制の質を高める、規制の妥当性を説明することに資することと

なり、また、規制所管府省にとってはチェックリストの結果を規制の事前評価書の作成に活用することができ、合理的と思われる（※）。

また、第一部2のとおり、規制の事前評価についてメリハリのある評価とする必要があることから、本格的実施の際には、総務省において、公正取引委員会の協力を得つつ、チェックリストについて、メリハリのある評価手法を導入すべく所要の改善を行うことが望まれる。

※ OECDの「規制の質と実施に関する指導原則（Guiding Principles for Regulatory Quality and Performance）」は、競争に対する影響を検討する作業を、新規及び既存の規制の見直しプロセスの中に組み込むべきとしている。また、欧州委員会では、影響評価の一部として競争への影響を把握するため、チェックリストがツールとして位置付けられている（「Better Regulation Guidelines」に付された「Better Regulation Toolbox」）。したがって、チェックリストを用いて規制評価の一環として競争への影響を把握することは、諸外国の例を見ても整合的である。

イ 競争への影響と事後検証の関係

前述の4（2）のとおり、事後検証について、事前評価の際にあらかじめ適切な指標を設定しておくことが必要であり、適切な指標を設定して費用及び便益（効果）を把握するに当たっては、まず、規制の社会、経済、環境等への影響を抽出することが必須である。競争への影響は、特に経済への影響を抽出することに寄与すると考えられることから、総務省において、公正取引委員会の協力を得つつ、競争への影響を把握するための具体的な指標の設定等、事後検証の手法を検討することが望まれる。

6. 規制に係る政策評価の質の向上に向けて

前述のとおり規制に係る政策評価の質の向上に向けて、これまでの規制評価WGにおける議論・検討の結果を記載してきたところであるが、規制に係る政策評価を更に円滑に実施し、かつ質の向上が図られると思われる事項について以下に提案する。

（1）情報提供ツールの整備の必要性

現在、各府省のホームページと総務省ホームページにおいて政策評価に関する情報が公表されている。総務省ホームページでは、

各府省が行う政策評価に関する各種情報を一元的に閲覧・利用できるよう「政策評価ポータルサイト」(※)が開設されている。更なる活用に向けて改善が必要と思われるが、規制に係る政策評価を前提に例を示すと、各府省の規制ごとに、①事前評価書、②事前評価に関する参考資料、③総務省が行った事前評価に対する点検結果、④事後検証、⑤事後検証に関する参考資料、⑥総務省が行った事後検証に対する点検結果が一連のものとして政策評価ポータルサイト等において、検索機能付きで掲載されることが望ましい。

国民への情報公開としてだけでなく、各府省の担当者にあっても、必ずしも事前評価を実施した者が事後検証を担当するわけではないことから、経緯や今後の対応が一元的に明示されることは業務の円滑化に資するものと思料するので、予算上の課題があることは承知しているが、制度所管省の立場から総務省において、エビデンスに基づく政策形成のための基盤となるよう使われる情報インフラの整備に務めることが望まれる。

※ 政策評価ポータルサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

あわせて、規制検討段階から規制決定段階に至る過程にあつて、課題、原因、解決手段の検討、各手段を実施した場合の社会、経済、環境等への影響、費用、効果(便益)、代替案との比較考量、事後検証を実施する時期及び指標の各項目について、各府省共通の「規制に係る政策評価フォーマット」として整備することが望まれる。政策立案プロセスに合わせてこのフォーマットを段階的に作成することで、結果、規制の事前評価書が作成されることとなり、各担当者にとっても業務の合理化・効率化が図られると思料する。

また、政策評価全般に言えることであるが、SNS等を活用した情報発信について強化すべきである。政策評価という制度自体の知名度を上げる必要があるとともに、関心のある主体に漏れなく情報が届く仕組みを構築することが、逆に必要な情報のインプットにもつながり、制度自体の改善につながる。

諸外国でも、規制監視機関による年次報告書の作成、個別評価書への第三者評価の公表時点でのアナウンス、あらかじめ登録された利害関係者への関連情報の提供といった取組がなされている。

(2) 規制に関する取組の効率化

規制に関する総務省内の取組として、政策評価のほか、総務省行政管理局が行う規制の新設審査があると側聞している。規制評価WGとして、規制の事前評価が意思決定過程において活用されるよう改善方策を検討したところであり、事前評価を基に新設審査がなされることは、正にこの趣旨に合致するものである。

さらに、政策評価が政策判断の基礎、材料となることは昨今の「エビデンスに基づく政策形成」の機運にも合致することから、新設審査に当たって、政策評価が適切に実施され、その結果と政策判断としての規制内容が論理的に説明されているかといった視点が必要と思われる。

これまでも、各府省に対して、新設審査に当たっては事前評価書の添付等を求めていたとのことであるが、実際のところ、法律に基づく規制案については当該法案の閣議決定の直前に事前評価書が作成されているため、事前評価書が添付されていない現状と聞く。

各府省においては、規制の事前評価を現状より早めて実施し、その結果を踏まえて規制を新設するとすることで、対外的にも説得力を増すと思われることから前向きに取り組むことが望まれる。併せて、総務省にあっては、各府省の事務の効率化につながるよう行政管理局と行政評価局の連携を図り、事務の重複を排除する等の取組が求められる。

(3) 評価の外部委託の検討

規制評価WGの基本的方向性として、当然ながら各府省担当者の事務負担を増大させることは望んでいない。現状の評価レベルが決して高くないことから、レベルアップを図ることである程度の事務負担は増えることが想像されることも事実であるため、社会的・経済的に影響の大きいものや社会的に話題性のあるもの等規制内容により可能な範囲でシンクタンク等外部機関を活用して評価を行うなど柔軟に検討すべきと思われる。

(4) エビデンスに基づく規制立案のための検討事項

規制に係る政策評価に限らず、エビデンスに基づき政策が形成されることが望まれるところである。規制評価WGとしても当然エビデンスに基づき規制政策が決定される、言い換えれば、規制

に係る政策評価が、規制策定プロセスと一元化されることで、エビデンスとなり、その評価に基づき政策が決定される、この基本的構図となることが望ましいと考える。

一方、各府省にあっては、エビデンスの創出に苦勞している現状があることも承知している。エビデンスを確実・確定的なものに限定せず、例えば、新しい規制の影響を検討する際には、かなり弱い推論を使って効果を予測せざるを得ないためにエビデンスとしては弱くならざるを得ない。こうした弱い推論や、専門家が半ば経験と直観を用いて見積もったもの（エキスパートジャッジメント）などで補った評価であっても、規制案を正当化するものであれば「エビデンス」と考えられるので、各府省にあっては、幅広く捉えて政策評価を実施することが望まれる。

また、各府省が個別政策ごとにデータを収集し、エビデンスを創出することには人的資源の面からも限界があると思われるため、各府省が必要とするときに適切なデータが提供されるよう、何らかの仕組みが望まれる。

英国では、政策決定者や実務者等が客観的なエビデンスを基に最も有効と思われる政策を決定し、効率的に政策が展開されることを促進するための官民協働組織として、「What Works Centre」(WWC)が医療、教育、地域経済活性化、福祉等の政策分野ごとに設立されている。

総務省にあっては、このような英国での取組を参考に、規制に係る政策評価の質の向上のため、各府省が必要とするエビデンスのためのデータを供給する共通インフラの構築に向け、具体的な検討が望まれる。

おわりに

規制の事前評価が義務付けられてから10年が経ち、1,000件を超す規制の事前評価がなされてきたが、その多くは本来の意味での規制の事前評価ではなく、当該府省における既に決定された規制等についての説明資料程度での評価書作成作業となっているのが実際であると感じる。

本改善方策では、規制を、検討、コンサルテーション、決定及び事後検証の各段階に整理し、事後検証を経て検討につなげていく「ライフサイクル」で捉え、各段階で求められること、重点的に行うべきことを明記したつもりである。

本来、政策立案と政策評価の過程は別次元ではなく、一体のものである。政策評価を基とした政策立案は、正に「エビデンスに基づく政策形成」であるため、各府省の担当者にあっては、政策評価の観点を基に政策を検討することが望まれ、結果、事務も効率化されるところを思料する。

規制の事前評価は、その対象を法律又は政令に基づくものとしているが、省令に基づくものや社会的に話題性があるものについては、積極的に規制の事前評価や事後検証に取り組むこと、そしてパブリックコメントを活用して国民から広く意見を募集することなどが望まれる。

また、諸外国でも、規制に係る政策評価に関して不断の見直しがされているところ、総務省行政評価局においても、引き続き、規制に係る政策評価の質の向上を図る観点から、諸外国の制度、運用実態等について適時に調査研究を実施の上、知見を蓄積し、各府省に共有することが望まれる。

今後、本改善方策を踏まえ、事前評価ガイドラインを適時に見直し、全府省の理解を得つつ改定されることを強く望む次第である。